

桐生市議会情報番組「K J」第 11 回放送

平成 26 年 8 月 4 日（月）放送

〈桐生市議会 P R コーナー〉

相沢議長 次は、第 2 部、桐生市議会の P R のコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送りいたします。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

周東副議長 今回は、第 8 章「政務活動費」について説明致します。この章は、第 28 条の 1 つの条文からなっています。

相沢議長 それでは、条文の説明に入りたいと思います。それではまず、新井議員に、第 8 章の第 28 条を、朗読して頂きます。

新井議員 それでは、第 28 条を朗読します。

第 28 条（政務活動費の執行等）

会派又は議員は、政策立案機能及び監視機能の向上等を図るため、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年桐生市条例第 1 号）に基づく政務活動費を活用し、調査研究を行います。

第 2 項 前項における収支報告書の公開については、桐生市情報公開条例（平成 10 年桐生市条例第 29 号）に基づき、公開します。

以上です。

周東副議長 ありがとうございます。それでは、この 28 条の逐条解説を、幾井議員に、朗読をお願いします。

幾井議員 それでは、解説を朗読いたします。

本条では、政務活動費について述べています。政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる、と定められています。

第 1 項

政務活動費は、桐生市政務活動費の交付に関する条例により交付されており、交付や収支報告等の手続きや使途基準などは、同条例で定められています。第 1 項では、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、桐生市議会議員の調査活動等を、行うことを定めています。

第 2 項

政務活動費に関する、収支報告書の公開につきましては、桐生市情報公開条例に基づき、公開を行うことを定めています。

以上です。

相沢議長 ありがとうございます。紹介して頂きました、第 8 章の「政務活動費」ですが、解説で、地方自治法第 100 条第 14 項の規定に基づきと、紹介いたしましたが、この部分は重要なところで、地方自治法第 100 条の第 14 項と 15 項、16 項を紹介したいと思います。佐藤議員に、その部分を、朗読して頂きます。

佐藤議員 はい、それでは、地方自治法第 100 条の 14 項から 16 項までを朗読いたします。

地方自治法 第 100 条

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

以上です。

周東副議長 はい、ありがとうございます。ただ今、地方自治法の第 100 条の第 14 項から 16 項を読んで頂きましたが、リスナーの皆様にお聴き頂いたように、この政務活動費は国の法律で、その目的や交付の方法、その範囲の決定、その報告、透明性の確保等、決められております。ですから、この法律に基づいて、各地方議会が条例に定めていることをご理解頂ければと思います。

相沢議長 それでは、リスナーの皆様には桐生市議会の政務活動費について桐生市の条例や規則から、その概要を紹介しておきたいと思っております。なお、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例や規則をご覧になりたい方は、桐生市のホームページから例規集を見て頂ければ、本文を確認できます。それでは、新井議員から、概要を紹介して下さい。

新井議員 はい、桐生市議会の政務活動費について、交付対象は会派又は会派に所属していない、無会派議員になります。金額は、年額で、議員 1 人に対して 38 万円です。交付の方法は半期ごと、つまり、4 月から 9 月と、10 月から 3 月までと、それぞれ各半期の最初の月に、会派には、所属議員数に年額の半分の 19 万円を掛けた金額、または、無会派議員には、年額の半分の 19 万円を交付します。また、会派には経理責任者を置き、交付を受けた政務活動費の保管状況を、常に明確にするために、会計帳簿を備え、支出する際には、領収書の提出が必要です。

さらに、年間の収支報告書を議長に提出することになっており、議長は、その報告書の 5 年間の保管と、市民の求めに応じ、公開しなければならないことも、条例に定めてあります。

相沢議長 はい、年間 38 万円を半期ごとに交付すること、会派では会計帳簿を備え、領収書と引換えに支出すること、収支報告書の作成と保管と公開など、概要について紹介して頂きましたが、今度は政務活動費を、議員が使う際の基準も規則で定めてありますので、紹介したいと思います。幾井議員と佐藤議員から、使途基準について説明を、お願いします。

幾井議員 それでは、桐生市議会政務活動費の使途基準を紹介いたします。大きく 8 つの項目に分けています。項目は、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、その他の経費、以上 8 項目です。最初に、研究研修費ですが、研究会、研修会を開催するために必要な経費、又は、他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費を計上します。具体的には、会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等が、それに該当します。

佐藤議員 次に、調査旅費ですが、これは、調査研究活動のために必要な、先進地調査、又は現地調査に要する経費を計上します。例えば、現地に行く交通費、旅費、宿泊費等が、それに該当します。次は資料作成費です。これは、調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費を計上します。具体的には、印刷製本代、翻訳料、事務機器購入の費用、リース代等です。

幾井議員 次に、資料購入費です。これは、調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費を計上します。新聞雑誌等の定期刊行物、参考図書等を購入した費用です。また、広報費は、調査研究活動、議会活動及び、市の政策について、住民に報告し、PR するために要する経費です。例えば広報紙、報告書印刷費、送料、会場の費用、インターネットホームページ開設に係る、経費等が該当します。

佐藤議員 次に、広聴費です。これは、住民からの市政、及び政策等に対する要望、意見を吸収するための、会議等に要する経費を計上します。例えば、会議をするための会場費、資料の印刷費、茶菓子代等です。次に、人件費です。これは、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費です。

最後に、その他の経費ですが、今まで紹介した経費以外で、調査研究活動に必要な経費を計上します。以上、8項目に分類します。

周東副議長 ただ今、幾井議員と佐藤議員から紹介して頂きました政務活動費の使途基準に基づいて、政策立案機能、及び監視機能の向上等を図るため、私たち桐生市議会議員は、貴重な税金を、活用させて頂いております。

相沢議長 今回の政務活動費については、最近ニュースで騒がれておりますが、桐生市議会においては、このようなことは一切ございません。桐生市議会では、以前から金額に係わらず、1円から領収書を提出し、目的も明確にし、処理しております。今後も、その責任の重さを自覚し、市民の皆さんの期待にお答えする、議員活動をしてまいります。

周東副議長 それでは、予定しました議会基本条例の、第8章の説明が終了いたしましたので、以上で、第2部桐生市議会のPRのコーナーを終了します。

〈一般質問：佐藤光好〉

周東副議長 それでは、一般質問のコーナーの最初を、佐藤議員、お願いいたします。

佐藤議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成25年第3回定例会9月議会で行いました「清掃センター跡地周辺整備について」です。

周東副議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

佐藤議員 はい。相生町4丁目にあります、清掃センター跡地周辺は、全体としては整備も進み、かつてのごみ処理場のイメージはなくなり、工業団地として生まれ変わったのですが、区画の一部の大きな土地は、空き状態にあります。近隣住民からは、夜になると真っ暗になってしまうので、工場が建設されれば、防犯上の心配もなくなりますので、早期に工場が建設されるよう、努力して欲しいという要望がありました。私も、土地の有効利用は、桐生市としても良いことでもありますし、地域の環境整備としても良いことだと考えていますので、このテーマを選定いたしました。

周東副議長 わかりました。それではまず、清掃センター跡地周辺の状況を詳しく、説明していただけますか。

佐藤議員 はい。清掃センター跡地の埋立地整備計画では、Aブロック、Bブロック、Cブロックの3つの埋立地で構成されており、既にCブロックの埋立地は、西工業団地の駐車場として利用されています。しかし、AとBの埋立地は、一体的に捉えられていることから、埋立て完了という観点にないとの回答は既に聞いていますが、地域住民は、蕪町広場に隣接する埋立地は、埋立て完了と捉えています。また、清掃センターからも、埋立て完了済みであると言われていたが、県では、完了許可は出ていないということで、整備できずにいるのが現状であります。

周東副議長 認識の違いがあるということですね。

佐藤議員 はい。AブロックとBブロックの間には管理用道路が設置され、区割りされています。このことから、協議を深めながら、県との折衝ができるのかどうか、質問いたしました。

周東副議長 当局からの答弁は、どうでしたか。

佐藤議員 はい。市民生活部長からは、蕪町広場と隣接しているAブロックについては、埋立てを終了しており、現在は、最終的な成形方法における技術的な面で、県と協議を進めているところであり、このAブロックに併設するBブロックは、現在も埋立てをしているところである。

このAブロックを跡地利用するためには、手続き上、県に埋立ての終了届を提出する必要がある。先程申し上げたとおり、県と最終的な成形方法における技術面で、協議を進めている段階にあるので、できる限り早期に県との協議を調べて、終了届を提出することによって、地元住民の皆様の意見等も踏まえながら、跡地利用が図られるよう努めていきたいと考えている。という答弁がありました。

周東副議長 わかりました。それでは次に、どのような質問を展開したのか、教えてください。

佐藤議員 はい。蕪町広場の利用ということで、この蕪町広場は、ヘリコプターの臨時離着陸場として指定されていますが、災害対策上から見ても、重要な地点になると思います。最近の気象状況からして、ゲリラ豪雨や突風といった、思いもよらぬ災害が起こっていることを考えると、Aブロックの埋立地を整備して、蕪町広場と一体化できれば、ヘリコプターの離着陸も、安全な対応が図れます。また、多目的広場としての利用度も増すことになり、スポーツレクリエーションの場として、新たな役割を果たす場所になると思います。また、渡良瀬川右岸ですが、朝晩には散歩コースとして、地域住民あるいは、広く市民の皆さんに親しんでいただいておりますが、やはり蕪町広場を見るたびに、あの埋立地は依然としてあのままだね、という声を、再三に渡って聞いていることから、質問をいたしました。

周東副議長 どんな答弁が、返ってきましたか。

佐藤議員 はい。市民生活部長からは、桐生市地域防災計画書において、ヘリコプターの臨時離着陸場に指定されている。ご指摘のように、フェンスや樹木が埋立地との境にあり、これを撤去することで、さらに安全かつ有効に活用できるものと思われる。しかしながら、現時点では埋立地の維持管理において、フェンスは必要なものと考えており、現状において、ヘリコプターは安全に運行されているので、ご理解いただきたい。という答弁がありました。

周東副議長 蕪町広場を含めた、清掃センター跡地の利用が早く実現できるよう、引き続き頑張ってください。

佐藤議員、ありがとうございました。

〈一般質問：新井達夫〉

相沢議長 では、続いて、一般質問のコーナーの二人目は、新井議員、お願いします。

新井議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成25年第3回定例会9月議会で行いました「保護鳥獣対策について」です。

相沢議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

新井議員 はい。初当選以来、鳥獣被害対策について、たびたび取り上げて参りましたが、最悪にも、平成25年8月18日に、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカが、人を襲うという事故が発生しました。また、最近全国でも、獣が人を襲うという事故が、新聞やテレビ等によく報道されるようになりました。今回は、天然記念物のニホンカモシカであるため、駆除の対象にはなりません。人の居住地域においては、ニホンカモシカも含め、何か対策をしなければ、ケガでは済まされない事態になる可能性もあることから、このテーマを選定しました。

相沢議長 それではまず、どのような質問を展開したのか、教えてください。

新井議員 はい。黒保根町で、平成25年8月18日に農作業をしていた女性が、ニホンカモシカに襲われ、ケガをして、緊急搬送されたという事故が発生しました。ニホンカモシカは、以前から近くで目撃されており、人がそばに寄っても逃げないと聞いており、また襲われるのではないかと危惧いたしております。ニホンカモシカは天然記念物であるため、駆除の対象にはなりません

が、人間に危害を与えたのであるならば、駆除の対象になるのかどうか、質問いたしました。

相沢議長 当局の答弁は、どうでしたか。

新井議員 はい。産業経済部長からは、ニホンカモシカは特別天然記念物に指定されていることから、通常では捕獲することはできない。しかし、群馬県自然環境課、及び桐生市文化財保護課に確認したところ、人の生命、もしくは身体に対する危害の防止のため、必要ということであれば、捕獲ができるという回答をいただいております。ただし、鳥獣保護法の捕獲許可の関係があり、捕獲したい個体が、加害個体であるかどうかの確認、あるいは加害個体が今後、人身への被害を及ぼしそうな状況があることが説明できれば、捕獲の対象になる。いずれにしても、質問の趣旨は十分理解しているので、林業振興課に相談していただければ、対応させていただきたいと考えている。という答弁がありました。

相沢議長 特別天然記念物であっても、人に危害を加えた状況等を証明できれば、捕獲の対象になるということですね。ただし、これは今後の対応であり、襲われそうになった場合の対処法は、どうなのですか。

新井議員 はい。もし、襲われそうになった場合、どうやって対処してよいのか、わかりません。そこで、当局に質問したところ、産業経済部長からは、襲われそうになった場合の対応については、自己防衛の範囲という事であれば、先程申し上げた、必要な捕獲に該当するので、直ちに危険を回避する行動や、身を守る行動をとっていただきたいと考えている。という答弁がありました。

相沢議長 襲われそうになった時は危険回避、または自己防衛しか、対策はないようですね。

新井議員 はい。私は、人間の命を優先すべきであると考えます。そのニホンカモシカは、現在も目撃されております。二度と襲われることがないよう、善処してもらいたいと考えておりますので、これからも、この問題については、注意を払っていきます。

相沢議長 そうですね。少し前ですが、桐生市役所構内に熊が出没し、通勤通学の時間帯であったため、やむを得ず、猟友会が射殺したという事件がありました。また、その後も度々、市街地等に熊などが出没したという話がありました。今後、いろいろな動物が出没し、人間に危害を加える可能性は多いにありますので、市民の安全安心のために頑張ってください。

新井議員、ありがとうございました。

〈一般質問：幾井俊雄〉

周東副議長 それでは、一般質問のコーナーの最後を、幾井議員、お願いいたします。

幾井議員 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成13年第3回定例会9月議会で行いました「市有林の活用について」です。

周東副議長 このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

幾井議員 はい。平成13年ごろ、桐生市は保有している市有林を、何十年も伐採していませんでした。市有林は市の財産でありますので、手をかけて間伐したり、伐採することも必要と考えます。それが何十年もされていなかったのです。林業をめぐる環境は、従来からの木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化、建築様式の変化や経済不況から、極めて厳しい状況が続いていますが、建築用材として、梅田中学校の体育館建設に使用されるなど、木の香りや節の持つ温かみなどが大変すばらしいと、評価されております。今後も、このような建築用材として活用できるように、市有林の手入れ等を行なってもらいたいと考え、このテーマを選定いたしました。

周東副議長 それでは、市有林の活用に関して、まず、どのような質問をしたのか、教えてください。

幾井議員 はい。これまでに、市有林を活用した施設の建設箇所や、その材質、数量について、質問いたしました。

周東副議長 その質問に対する答弁は、いかがでしたか。

幾井議員 はい。現在、機構改革により、当局の呼び名が変更されました。当時の部署名で説明させていただきますが、経済部長からは、市有林材の利用数量については、梅田中学校の屋内体育館に、ヒノキの板材 1,345 枚、川内 3 丁目の集会所には、杉の柱材 53 本、間ノ島団地の建設にも柱材 32 本ほど利用しており、これらの材料は、市有林から 1 本 1 本選んで製材されたものを資材として、提供したものである。市有林の管理事業は、市場に出荷して、収入を得ることも事業の一つであり、木造の公共施設がより多く建設されて、市内産の木材が流通され、また建設様式の多様化の中で、木の良さを理解いただくことで、一般住宅への波及効果が広がり、結果として、森林業が活性化することで、森林の手入れが増進することも事業の重要な役割と考えている。このような中、13 年度も公営住宅の建設が予定されていることから、建設部と一体となって進めていきたい。という答弁がありました。

周東副議長 間伐や伐採だけでなく、植林も必要ですね。

幾井議員 はい。経済部長からは、植林の関係について、平成 12 年度、梅田一丁目城山地区の市有林に、ケヤキを 350 本植林した。平成 13 年度は、約 0.3 ヘクタールの伐採地跡に、800 本のケヤキを植林する予定である。という答弁がありました。

周東副議長 わかりました。それでは次に、どのような質問を展開したのか教えてください。

幾井議員 はい。市有林を活用した、今後の建設計画について、質問いたしました。

周東副議長 この質問に対する当局の答弁は、どうでしたか。

幾井議員 はい。建設部長からは、市有林の有効活用について、以前から建設部の関係する各種事業に、効果的に活用すべく検討する中で、関係部局の協力をいただきながら実施してきたが、今後は、川内町三丁目地内渡良瀬川左岸にある、自歩道の防護柵の支柱として、間伐材を 70 本活用するほか、仲町三丁目の市民アパートには柱材として、65 本のヒノキを切り出し、既に製材するなど、関係部局で準備を進めているところであり、今後も引き続き、関係部局と協力し、できるだけ活用してまいりたい。という答弁がありました。

周東副議長 なるほど。確かに、市有林の木材を使うことにより、森林業が活性化して、結果、森林の手入れ等が行き届くことで、山が生き返りますね。それでは続いて、どのような質問を展開したのですか。

幾井議員 はい。市有林材を使うことで、民間圧迫ということにならないか。また、市有林材を活用することにより、民有林についても相乗効果が出て、良い方向に出てくることが考えられないか、という質問をしました。

周東副議長 当局からは、どのような答弁が返ってきましたか。

幾井議員 はい。経済部長からは、民有林材と市有林材の活用について、建物の一部に市有林材等を使ったが、これはあくまでも、木造の良さや木のすばらしさを理解していただきたいという趣旨で活用した。今後も、民有林材の利用が一層促進されるような形で、一部市有林材を活用する中で、林業の振興に努めていきたい。という答弁がありました。

周東副議長 そうですね。私も、民有林材の利用促進が図れる仕組みづくりが、今後、必要になってくると思います。是非とも、桐生市の林業が活性化することを期待します。
幾井議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係コーナー〉

相沢議長 それでは最後のコーナー、第4部に入ります。

第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

周東副議長 本日リスナーの皆様にお伝えしますのは、最初に、昨日終了いたしました「桐生八木節まつり」について、お伝えしたいと思います。議長、公務大変でしたね、お疲れ様でした。

相沢議長 今年の桐生八木節まつりは、大間々祇園まつりと日程が重なり、心配しましたが、例年にない盛り上がりで、3日間で47万5千人の人出で、人口減少を心配する桐生ですが、人を集める、魅力のある桐生の力を改めて実感しました。

周東副議長 はい、大間々祇園まつりも、桐生八木節まつりとのスタンプラリーなどの連携がうまく機能して、にぎやかな開催ができたと、報道されていました。この様な日程が重なる年は、2031年の17年後ですが、今回のように、地域の連携で地域の魅力を、さらに、パワーアップできるよう、工夫して行くことは、大事なことであると思います。

相沢議長 とくに今回は、桐生八木節まつりに合わせて、桐生市中心街で行われる伝統行事・桐生祇園祭で、53年ぶりに復活する、本町五丁目の祇園屋台が披露され、豪華な彫刻が施された、幕末完成の巨大屋台が、約半世紀ぶりの雄姿に、市民の皆さんが感動しておりました。

ともかく、各団体の皆様はじめ、地域の皆様、ご協力あつての桐生八木節まつりです。心より、感謝申し上げます。ありがとうございました。

周東副議長 次に、桐生八木節まつりは終わりましたが、8月15日金曜日には、「第30回新里まつり」があり、15、16日と「第27回くろほね夏まつり」が開催されます。
この2つの行事内容を、お伝えいたします。

相沢議長 それでは、第30回新里まつりについて、お知らせします。会場は例年通り、新里総合グラウンドです。8月15日の午後0時30分から、各種イベントがスタートします。「今年も楽しみ盛りだくさん！新里の夏のメインイベント」をスローガンに、開催されます。

周東副議長 はい、今年も子供に人気の、烈車戦隊トッキュウジャーをはじめ、金魚すくい、ロイヤルエクスプレス（ミニ列車）の乗車、新里中学校吹奏楽部の演奏など、子供達中心のレクリエーションが盛りだくさんです。夜には、恒例の八木節にはじまり、お笑いコンビの「トレンディエンジェル」と、ものまねタレントの「清水良太郎」によるトーク&ライブ、そして約5,500発の花火で、フィナーレを迎えます。

相沢議長 その新里まつりの、フィナーレの花火は20分間ですが、迫力満点です。いつも感動しています。しかし、これも周辺住民の皆様のご理解があつてのことであり、毎回感謝いたしております。

続いて、第27回くろほね夏まつりについて、お知らせします。

周東副議長 はい、8月15日午後6時から開会式があり、イベントがスタートします。わたらせ渓谷鐵道の、水沼駅すぐ近く、徒歩1分の黒保根運動公園で開催されます。開会式のあと「こども八木節」が披露され、八木節 競演大会の予選が始まり、16日に決勝大会が行われます。また16日には、マスのつかみ取り、ミニトレインなどのイベントが正午から開催。池にはマスが放され、捕まえた魚は持って帰れます。16日最後の花火大会は、近くの河川敷から、約2,000発を打ち上

げ、迫力満点です。真夏の夜空に響き渡る轟音を聞けば、気分爽快です。是非ご来場下さい。なお、来場には、駐車場の混雑が予想されますので、わたらせ渓谷鐵道が便利です。今年も、花火終了時間に合わせた臨時列車を運行します。

相沢議長 また、みどり市の笠懸まつりも、ご紹介いたします。笠懸まつりは、毎年8月に、盛大に行われます。今年は、8月23日土曜日です。目玉の一つ「氷みこし」は、約700kgの氷の彫刻を、勇ましい若人が担ぎ、迫力満点です。他にも、八木節や太鼓などが披露され、フィナーレは、打上花火が夜空を彩ります。

周東副議長 以上、8月に開催されます、地域の夏の一大イベントのお知らせでした。続きまして、次は「3Rアドバイザー制度」導入に向けた、講習会のお知らせをいたします。

相沢議長 ごみ減量のため、地域などでの3R、ごみの発生を少なくする「リデュース」、ごみに出すことを少なくするように再利用をする「リユース」、ごみとして出さずに再生利用や再資源化をする「リサイクル」を推進するアドバイザー制度の導入を検討している桐生市は、その一環として、「段ボールコンポストを利用したごみ減量、及び3R活動講習会」の第1回を、7月26日に行いましたが、8月23日、9月27日にも開催いたします。

周東副議長 7月26日の講習会は、参加者が24名でしたが、8月、9月とありますので、是非多くの方の参加を、お願いしたいとこのことです。議会でも、桐生市のごみの排出量について、多くの議員から対策の検討が、市当局に提案されましたが、なかなか改善が見られません。

相沢議長 はい、直近の桐生市の現状は、県内12市の中で、1人1日当たりのごみ排出量が最も多く、2012年度統計では1,209グラムで、最も少ない安中市に比べて、220グラム程、多い状況にあります。2013年度統計では1,197グラムで、改善されつつありますが、他市と比較すると、依然、多い状況にあります。

周東副議長 そうなんです。そこで、検討している3Rアドバイザー制度はごみ減量のために、地域などで中心になって、ごみの発生を少なくする「リデュース」、ごみに出すことを少なくするように再利用をする「リユース」、ごみとして出さずに再生利用や再資源化をする「リサイクル」の3Rの取り組みを進める役割を担うほか、先進地で行っているように、「ごみ分別の徹底」「ごみの正しい出し方」の呼び掛けを、行ってゆくものであります。

相沢議長 今回の講習会は、12市で最も多いごみ排出量を少なくするために、アドバイザー制度の導入に向けて、下地をつくる狙いもあります。対象者は、桐生市に住んでいて、特に家庭内で、ごみ捨てに携わる人となっています。講習では、生ごみについて、段ボールコンポストを利用した減量を学ぶほか、3Rの活動基本も学習します。参加者は、3ヶ月間モニターとなって、来年2月に開催予定の検証会に、参加して頂くことになっています。

周東副議長 桐生市のごみ減量が進むように、多くの市民の皆様の参加をお願いします。申し込みや問い合わせは、桐生市役所環境課まで、電話番号0277-46-1111まで、電話をして下さい。よろしくをお願いします。

相沢議長 はい、ありがとうございました。市民の皆様からの声を、大事にする議会として、今後活動を展開してまいります。それでは以上で、第4部、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーを終了します。